

一般法人(非営利型)と普通法人

(一般法人(非営利型)と普通法人)

当Noは、一般法人(非営利型)と普通法人、及び非営利型要件について概説する。

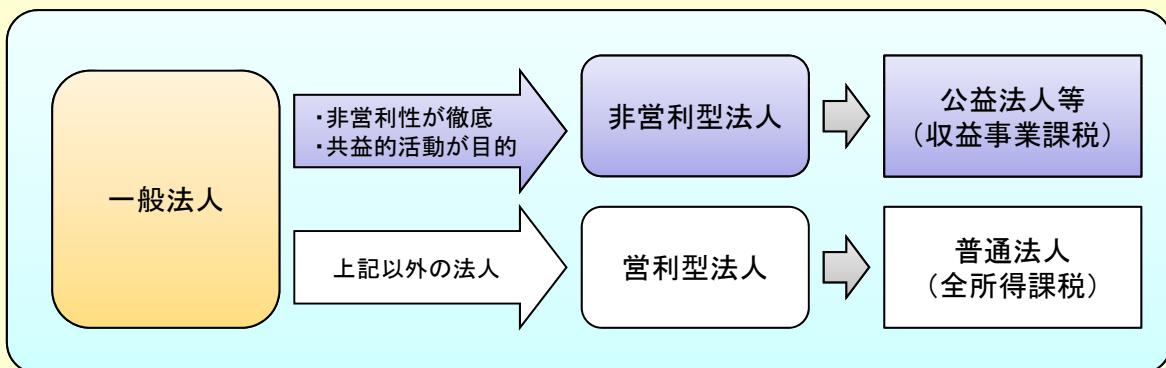
(ポイント)

- 一般法人には、非営利型法人(収益事業課税)と営利型法人(全所得課税)が存在
- 非営利型法人には、非営利性が徹底された法人と共益的活動を目的とする法人の2種類
- 非営利型法人であっても、一般法人にはみなし寄附金制度の適用はない

1.一般法人(非営利型)と普通法人

一般法人には「非営利型法人」という法人税法独自の区分が設けられている。この区分に従い、収益事業課税と、全所得課税に細分される。非営利型法人には「非営利性が徹底された法人」(法法2⑨のニイ、法令3Ⅰ)と「共益的活動を目的とする法人」(法法2⑨のニロ、法令3Ⅱ)という2つの種類があり、それぞれに定められた要件を満たした場合に、非営利型法人として収益事業にのみ課税されることとなる。それに定められた要件を満たすと、法人税法上は法人税法別表第二の「公益法人等」の範囲に含まれる。一般法人(営利型)は普通法人として全所得課税となる。

一般法人の区分



2.非営利型要件

(1)非営利性が徹底された法人

一般法人のうち、その行う事業により利益を得ることまたはその得た利益を分配することを目的としない法人であって、その事業を運営するための組織が適正であるものとして、図に掲げる(1)の要件の全てに該当するものをいう。

(2)共益的活動を目的とする法人

一般法人のうち、その会員から受け入れる会費により、その会員に共通する利益を図るために事業を行う法人であって、その事業を運営するための組織が適正であるものとして、図に掲げる(2)の要件の全てに該当するものをいう。

3.みなし寄附金制度

一般法人で非営利型法人に該当するものは法人税法上「公益法人等」とみなされるが、みなし寄附金制度については規定上除外されているため、適用はない。

(裏面に続く)



一般法人(非営利型)と普通法人

非営利型法人の要件(法法2⑨の二、法令3)

一般社団法人・一般財団法人のうち、次の(1)または(2)に該当するもの(それぞれの要件の全てに該当する必要あり)は、非営利型法人になる。

類型	要 件
(1) 非営利性 が徹底さ れた法 人等 (法法 2⑨の 二イイ 等)	<p>①剩余金の分配を行わないことを定款に定めている。</p> <p>②解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めている。</p> <p>③上記①及び②の定款の定めに違反する行為(上記①、②及び下記④の要件に該当していた期間において、特定の個人または団体に特別の利益を与えることを含む)を行うことを決定し、または行ったことがない。</p> <p>④各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1 以下である。</p>
(2) 共益的活動を目的とする法人 (法法 2⑨の 二ロ 等)	<p>①会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としている。</p> <p>②定款等に会費の定めがある。</p> <p>③主たる事業として収益事業を行っていない。</p> <p>④定款に特定の個人または団体に剩余金の分配を行うことを定めていない。</p> <p>⑤解散したときにその残余財産を特定の個人または団体に帰属させることを定款に定めていない。</p> <p>⑥上記①から⑤まで及び下記⑦の要件に該当していた期間において、特定の個人または団体に特別の利益を与えることを決定し、または与えたことがない。</p> <p>⑦各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1 以下である。</p>

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

<定期提出書類の手引き改訂>

公益法人では、毎事業年度終了後3ヶ月以内に事業報告に係る定期提出書類を行政庁に対して提出することになっている。定期提出書類では、財務三基準の状況について記載が必要だが、この度、行政庁から公表されている「定期提出書類の手引き」の一部改訂がされた(修正日:平成28年3月11日)。今回の改訂では、定期提出書類の様式自体の変更はないものの、収支相償を満たさない場合の記載方法やFAQの改正点を踏まえた改訂がされている。改訂趣旨は、記載要綱が不十分であった箇所の補足が主といえよう。特に、①公益目的事業のみを実施する法人が法人会計区分を設けない場合、②公益目的事業と収益事業間で取引がある場合、③収支相償を満たしていない場合などに関する箇所については改訂が多く、該当する公益法人については一読する必要があるようだ。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。